

**認可外の居宅訪問型保育事業者の
基準や監査手法等の検討の今後の論点
(案)**

平成31年 4月26日

1 資格・研修受講の基準の運用

- 研修の機会の確保方策
- 個人のベビーシッターの研修受講促進方策
- 事業者の自社研修の内容の確認方法

2 保育内容、健康管理・安全確保、帳簿の整備等の既存の指導監督基準の運用

※「保育所保育指針を踏まえた適切な保育の実施」等が基準として現在も適用されることが前提

- 毎日、長時間利用等の場合や3歳未満児と3歳以上児の保育内容の違いなど、居宅訪問型保育特有の留意事項等
- 居宅訪問型保育事業の特性に応じた基準の運用の具体化（指導監督基準通知への反映を想定）
例：保護者との連絡、安全確保、乳幼児突然死症候群の予防、保育記録の保存・開示、苦情窓口の保護者への周知 等

3 事業者による情報開示

- 資格取得状況・研修受講状況の情報開示の方法
- 個人のベビーシッターの情報開示の範囲

4 地方自治体による監査手法とその運用

- 居宅訪問型保育事業者（法人・個人）の標準的な監査手法（巡回支援指導との連携を含む）
- 都道府県・指定都市・中核市による監査と市町村による調査等の関係

5 その他

- 兄弟・多胎児利用の場合の幼児教育・保育の無償化の整理